

○厚生労働省告示第四百二十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表Ⅱ区分 057(1)①を次のように改める。

① 白蓋形成用カップ（Ⅰ）

ア 標準型	165,000 円
イ 特殊型	199,000 円

別表Ⅱ区分 057(2)③を次のように改める。

③ 大腿骨ステムヘッド

ア 大腿骨ステムヘッド（Ⅰ）	111,000 円
イ 大腿骨ステムヘッド（Ⅱ）	125,000 円

別表Ⅱ区分 078 に次のように加える。

(3) 特殊型	195,000 円
---------	-----------

別表Ⅱ区分 079(3)中「脊椎用」を「脊椎用（Ⅰ）」に改め、同区分に次のように加える。

(4) 脊椎用（Ⅱ）	1g 当たり 528 円
------------	--------------

別表Ⅱ区分 133(7)②を次のように改める。

② 頸動脈用ステント併用型

ア フィルター型	196,000 円
イ バルーン型	188,900 円

別表Ⅱ区分 133（11）①エを次のように改める。

エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型	129,000 円
---------------------	-----------

別表Ⅱに次のように加える。

164 椎体形成用材料セット	371,000 円
165 脊椎棘間留置材料	223,000 円